

## 労働基準法第 41 条の「管理監督者」の適正化に向け、厚生労働省に要請

2008 年 3 月 31 日 掲載

連合は、3 月 27 日、厚生労働省に対し、労働基準法第 41 条の「管理監督者」の適正化に向けた要請を行った。

冒頭、古賀事務局長が、青木労働基準局長に要請書を手交し、「労働基準法上の管理監督者については、原告であるマクドナルドの店長は管理監督者にはあたらないとの東京地裁判決が出された。このような事例は一企業に特殊なものではなく、他の業界でも同様の例が見られると認識している。連合も構成組織を通じて、管理監督者の運用が適正であるのか否か職場の実態を点検する活動を行っていきたいが、行政としても周知をはじめとした取り組みを強化いただきたい」と述べた。

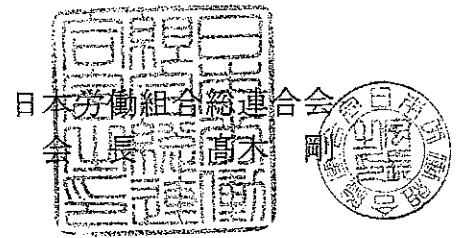
青木労働基準局長は、「職場の管理職がそのまま労働基準法上の管理監督者ではないこと  
の理解が十分ではない。全国の労働基準監督署には、管理監督者について労使から問い合わせが寄せられている状況である。連合の指摘のとおり、周知を行うと同時に問題事案については指導を行い適正化をはかることが必要である」との見解を示した。



要請書を手交する古賀事務局長（左）と青木労働基準局長（3 月 27 日、厚生労働省で）

2008年3月27日

厚生労働大臣  
舛添 要一 様



## 労働基準法第41条の「管理監督者」の 適正化に向けた要請

長時間労働や不払い残業が依然として解消していない中で、「名ばかり管理職」「偽装管理職」の問題が大きく取り上げられています。これは、労働基準法上の「管理監督者」には該当しない労働者を、管理職であるとの理由で「管理監督者」扱いし、時間外労働手当をはじめとして労働時間等に関する規定から適用除外扱いをしているものです。このような事例が多発している背景には、労働基準法上の管理監督者とはどのようなものであるのかについて正しく理解されておらず、「管理職＝管理監督者」であるとの誤解が広がっていることがあると認識しております。

労働基準法上の管理監督者が不適切に拡大されている実態の是正を図るため、貴省におかれては、法令の周知をはじめとした施策を強力に展開されるよう下記のとおり要請いたします。

### 記

1. 労働基準法第41条2号の「管理監督者」について、解釈例規（「監督又は管理の地位にある者の範囲」（昭和22年9月13日付け基発17号、昭和63年3月14日付け基発150号）、「都市銀行等の場合」（昭和52年2月28日付け基発104号の2）、「都市銀行等以外の金融機関の場合」（昭和52年2月28日付け基発105号）、「深夜労働に関する規定との関係」（昭和63年3月14日付け基発150号、平成11年3月31日付け基発168号）の周知を強化する。
2. 「管理監督者」に関する運用の適正化をはかるため、労働基準監督署による監督指導の強化をはかる。

以上